

## 学生アルバイトについて

学生の本業である学業に専念して欲しいと思いますが、アルバイトについて以下のように規定しています。なお、合宿中のアルバイトは禁止です。

### ① アルバイトの許可

#### ○1～3年生

- \* 夏季・冬季・学年末・春季の長期休業中のみ許可されます。長期休業中にアルバイトを行う場合は、あらかじめ、担任および保護者の同意のもとで「アルバイト届」を学生主事に提出して許可を得てください。(無許可アルバイトは処分の対象です。)
- \* 特殊な事情があつて長期休業中以外にアルバイトを行いたい場合は、まず、担任に相談し、保護者の承諾を得て、保護者と連名による「アルバイト特別許可願」を学生主事に提出してください。学生主事に許可された場合のみ、「アルバイト届」を提出してアルバイトを行ってください。
- \* アルバイト許可時間は、原則、男子7:00～21:00、女子7:00～20:00とします。

#### ○4～5年生

アルバイトを行う必要があれば、保護者の承諾を得たうえで、各人の責任において行ってください。

### ② アルバイト禁止職種

次の職種でのアルバイトは禁止します。

- \* 危険作業：有害物の取り扱い、重労働作業、高電圧作業、高所作業など。
- \* 風俗業：パチンコ、カラオケボックス、雀荘などを含む。
- \* アルコール類の提供が主たるサービスの飲食店：バー、スナックなど。
- \* 深夜業務：22:00～翌朝5:00の深夜に行うもの、宿泊を伴うもの。